

第五十二条号議案

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二百六十六条）」を「（第二百六十六条・第二百六十七条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条の二第一項中「、各」を「各」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護職員、介護福祉士）の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に
対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の二に次の二項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の二の次に次の二項を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十二条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十四条の二に次の二項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう
に、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十四条の三に次の二項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付
け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条の八の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十四条の九の次に次の二項を加える。

(虐待の防止)

第五十四条の九の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第六十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二項を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十七条の次に次の二項を加える。

(勤務体制の確保等)

第六十七条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう各指定介護予防訪問看護事業所において、看護師等の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によつて指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十四条中「第五十二条の二から」を「第五十二条の二の二から」に、「第五十二条の二及び」を「第五十二条の二の二の二

第二項及び」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第一項」に改める。

第八十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十四条中「第五十二条の二から」を「第五十二条の二の二から」に、「及び第六十九条」を「、第六十七条の二及び第六十九条」に、「第五十二条の二及び」を「第五十二条の二の二第二項及び」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第一項」に、「読み替える」を「、第六十七条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第八十六条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第十一号まで」の下に「及び前項」を加え、「同項第十二号」を「第一項第十二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二号を加える。

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第九十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十三条中「第五十二条の二から」を「第五十二条の二の二から」に、「及び第六十九条」を「、第六十七条の二及び第六十九条」に、「第五十二条の二及び」を「第五十二条の二の二第二項及び」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第一項」に、「読み替える」を「、第六十七条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防

サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
第九十五条に次の二項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第八十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

二 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

四 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告すること。

第一百二十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百二十条の二第一項中「提供できるよう、」を「提供することができるよう」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに

類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百二十条の二に次の二項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百二十一条第二項中「当該」を削り、「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第一百二十一条の二に次の二項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第一百二十三条中「第五十二条の三から」を「第五十二条の二から」に改め、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の二第二項及び」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に改める。

第一百三十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百三十九条の二第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」と改める。

第一百四十二条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を、「第五十四条の三から」の下に「第五十四条の八（第二項を除く。）まで、第五十四条の九から」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十二条の二の二第二項及び第五十四条の三第一項中」に改め、「第一百二十条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百五十三条第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、

同号ただし書中「規則で定める」を「利用者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができる」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第一百五十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百五十六条第一項中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百五十六条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百五十九条中「第一百四十条」を「第一百三十九条の二」に改める。

第一百六十四条の三中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を、「第五十四条の三から」の下に「第五十四条の八（第二項を除く。）まで、第五十四条の九から」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十二条の二の二第二項中」に改め、「という。」と「の下に「、第五十四条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と」を、「、第一百二十条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百七十二条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を、「第五十四条の八」の下に「（第二項を除く。）」を、「この場合において」の下に「、第五十二条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に改め、「第一百二十条の二第三

項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百七十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八十二条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を、「第五十四条の六から」の下に「第五十四条の八（第二項を除く。）まで、第五十四条の九から」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十二条の二の二第二項及び第五十四条の三第一項中」に改め、「第一百二十条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百九十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百九十三条第一項中「提供できるよう、」を「提供することができるよう」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百九十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百九条中「、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

第二百十三条第一項中「提供できるよう、」を「提供することができるよう」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第一項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十三条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十六条第二項第二号中「第二百九条」を「第二百九条第二項」に改める。

第二百十七条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を加え、「、第五十四条の十」を「から第五十四条の十まで」に改め、「この場合において」の下に「、第五十二条の二の二第二項」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に改める。

第二百三十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条第二項第七号中「第二百九条」を「第二百九条第二項」に改める。

第二百三十四条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を加え、「、第五十三条の三、第五十四条」を「から第五十四条まで」に改め、「第五十四条の三から」の下に「第五十四条の七まで、第五十四条の九から」を、「この場合におい

て、」の下に「第五十二条の二の二第二項及び」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に、「第二百九条中」を「第二百九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「に改め、「サービスに」と」の下に「、同条第五項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と」を加える。

第二百四十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十五条に次の二項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百四十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十八条及び第二百五十三条中「第五十二条の三から」を「第五十二条の二から」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の二第二項及び」を、「利用」と「の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十二条中「第五十二条の三から」を「第五十二条の二から」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の二第二項及び」を、「利用」と「の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第二百四十五条中」を「第二百四十五条第四号中」に改める。

第二百六十六条を第二百六十七条とし、第十四章中同条の前に次の二条を加える。
(電磁的記録等)

第二百六十六条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第五十二条の六第一項（第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二条（第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十四条の三、第一百七十七条、第一百八十七条（第一百九十六条において準用する場合を含む。）、第二百三十四条、第二百四十八条、第二百五十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百九条第一項（第二百三十四条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第十一項から第十三項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新条例」）

という。）第三条第三項及び第五十四条の九の二（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二条（新条例第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十四条の三、第一百七十二条、第一百八十二条（新条例第一百九十六条において準用する場合を含む。）、第二百十七条、第二百三十四条、第二百四十八条、第二百五十一条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第五十二条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十七条、第八十一条、第九十条、第一百二十条、第一百三十三条（新条例第一百六十四条の三及び第一百七十二条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条、第一百七十五条、第一百九十二条、第二百六条、第二百三十条及び第二百四十二条（新条例第二百五十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二条の二の二（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十二条（新条例第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十四条の三、第一百七十二条、第一百八十二条（新条例第一百九十六条において準用する場合を含む。）、第二百十七条、第二百三十四条、第二百四十八条、第二百五十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十二条の二の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十四条の二第三項（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第一百二十一条第二項（新条例第一百八十五条（新条例第一百九十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百三十九条の二第二項（新条例第一百五十九条、第二百六十四条の三、第二百七十七条及び第二百三十四条において準用する場合を含む。）及び第二百

四十五条第六項（新条例第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二条の二第三項（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第一百二十条の二第三項（新条例第一百四十二条、第一百六十四条の三、第一百七十一条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）、第一百五十六条第四項、第一百九十三条第四項及び第二百十三条第四項（新条例第二百三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第一百五十三条第四項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。